○　証人出廷等措置要領の制定について（通達甲）

平成28年３月28日

警務発第375号

（概要）

本通達は、職員が公務に関して裁判所等から呼出しを受けた場合の措置に関し、その適正を期するため、県本部主管課等への報告、事前準備等必要な事項を定めたものです。